



令和 7 年 8 月以降に利用申請をされた方へ

令和 8 年 4 月入園の重要事項案内



令和 8 年 4 月入園に向けた重要事項を記載しています。令和 8 年 4 月入園（一次）の結果照会方法等、本紙のみの記載事項（★印の項目が該当箇所）もございますので、よくお読みください。

全般的なご案内は「保育利用案内」（令和 7 年 10 月発行）をご覧ください。「保育利用案内」は、保育課入園相談係や認可保育園などで配布しているほか、北区のホームページやスマートフォンアプリ「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」でもご覧いただけます。

も く じ

- * 申請の締切日・追加書類等の締切日のご案内・・・ 2 ページ
- * 結果公表後の手続きについて・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- * 利用調整について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- * 入園後のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

* お問い合わせ先 *（開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時）
北区子ども未来部保育課入園相談係（第一庁舎 2 階 1 番窓口）
〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
電 話：03-3908-9129
FAX：03-3908-9283



* 北区ホームページ * ホーム⇒子どもを預ける⇒入園に関すること

北区公式 HP

北区保育課入園相談係 No.

申請の締切日・追加書類等の締切日のご案内

締切日と結果公表日

入園希望年月日	申請書一式の締切日 「希望園変更届」締切日	追加書類の締切日	結果公表日(予定)	月ぎめ延長保育 申請の締切日
令和7年12月1日	令和7年11月4日	令和7年11月5日	令和7年11月14日	令和7年11月10日
令和8年1月1日	令和7年11月18日	令和7年11月19日	令和7年12月1日	令和7年12月10日
令和8年2月1日	令和7年12月3日	令和7年12月4日	令和8年1月6日	令和8年1月13日
令和8年4月1日(1次)	令和7年12月3日	令和7年12月8日	令和8年2月6日	令和8年3月23日
令和8年4月1日(2次)	令和8年2月13日	令和8年2月13日	令和8年3月5日	

令和8年4月入園の結果照会方法の詳細、および結果公表後のお手続きについては4ページ「結果公表後の手続きについて」を参照ください。

保育園空き人数のご案内と希望順位について

【1月～4月分の保育園空き人数公表日(予定)】

1月分 令和7年11月14日(金)

2月分 令和7年11月29日(土)

4月分(一次) 令和7年10月20日(月)

希望園別申請者数を令和7年11月29日(土)に公表予定です。

4月分(二次) 令和8年2月6日(金)

※令和8年2月7日(土)にも更新予定です。

空き人数は下記コードから
確認いただけます



申請可能な保育園の数は30園までです。利用調整は希望順位に関係なく、北区の利用基準に基づき行います。希望園は、入園したい順番で記入してください。利用調整の詳細は6ページ「利用調整について」を参照ください。

令和8年4月 既存園の主な変更点

既存園の変更

(1) 桐ヶ丘南保育園は、令和11年度末までの運営を予定しています。(令和12年3月末閉園予定)

就学前までの区立保育所（公設公営）													
番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
4	40	桐ヶ丘南	赤羽西 5-5-7-101	03-3906-2090	6	13	19	20	20	20	98	8カ月以上	－

(2) 「あーと&えいごがすきになる保育園 きりがおか」の旧園名は、「LIFE SCHOOL 桐ヶ丘 こどものもり」です。

就学前までの私立保育所													
番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
10	1793	あーと&えいごがすきになる保育園 きりがおか	桐ヶ丘 1-7-17	03-5948-8280	9	20	23	23	23	23	121	産休明け	2 時間

(3) おうち保育室さんさんは、令和8年4月から新入園児の受け入れを行いません。

申請中の転出について

利用申請後、入園日までに区外へ転出した場合は、申請取り下げとなるため、至急「辞退届・取下届」をご提出ください。

★書類の追加提出と注意点

追加書類・「希望園変更届」は、郵送、ファクス（03-3908-9283）、電子申請での提出も可能です。締切日の午後5時必着です。午後5時以降に届いた書類は、翌開庁日分として扱います。

ファクスの場合、必ず電話にて入園相談係（03-3908-9129）に到着確認を行ってください。

申請後に希望園を変更したい場合は、「希望園変更届」を、変更したい入園月の申請の締切日必着でご提出ください。「希望園変更届」の締切日は追加書類の締切日とは異なりますのでご注意ください。

下記（1）～（3）に該当する方は、申請書一式と保育を必要とする書類とは別に、追加での書類提出が必要です。

（1）令和7年1月1日に北区外に住んでいた方

令和7年度「住民税課税（非課税）証明書」（扶養人数や税額控除の記載があるもの）の写しをご提出ください。「住民税課税（非課税）証明書」は令和7年1月1日にお住まいだった自治体で発行できます。

ただし、令和7年1月1日に国外に住んでいた方は「年間収入申告書」をご提出ください。

令和6年1月から令和6年12月までの収入を、それぞれ令和6年1月1日の日本円レートで円に換算したものを記入してください。

（2）出産前申請をした方

産休明け保育実施園および入園可能年齢が3カ月以上の保育園について、出産前申請をされた方は、お子さんのご出産後、次の2点の書類をご提出ください。提出締切日は令和8年2月4日（水）です。

○お子さんの生年月日が分かる書類（出生届出済証明、出生届の受理証明書、出生届の写しなど）

○「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」

入園可能年齢が4カ月のサンライズキッズ保育園北区園についても、出産前申請を受け付けします。ただし、ご出産後の必要書類の提出締切日は令和7年12月8日（月）です。

分娩予定日について、産休明け保育実施園は令和8年2月4日以降の場合、入園可能年齢が3カ月以上の保育園は令和8年1月2日以降の場合、令和8年4月1日時点で入園可能年齢を満たしていないため、令和8年4月入園はできません。利用申請は5月入園分からの受付となります。

また、期日までに上記2点の書類の提出が確認できない場合も利用調整の対象外となり、内定も取り消しとなりますのでご注意ください。

（3）その他

① 申請時に提出した「就労証明書」のNo.7「就労実績」の記載がなかった場合

就労実績が追記された「就労証明書」または該当月の勤怠管理簿等（氏名・就労先名称・1か月分の就労日数・就労時間のわかるもの）の写しをご提出ください。

また、就労を理由に申請しており、雇用契約上の就労日数・就労時間通りの指数がついていない場合（就労実績が雇用契約上の就労日数・就労時間通りの数字ではない場合）は、就労実績が増えたら、上記「就労証明書」または勤怠管理簿等をご提出ください。

② 「保育利用案内（令和7年10月発行）」9ページ「4.その他必要な書類」の場合に該当する方

「保育利用案内（令和7年10月発行）」9ページ「4.その他必要な書類」を参照ください。

同居者に外国籍の方がいる方で在留カードの写しが未提出の場合、利用調整の対象外となります。

③ 申請後に家庭状況に変更があった場合

「変更届」と必要書類をご提出ください。必要書類については、「保育利用案内（令和7年10月発行）」10ページ「6.利用・認定申請後および結果公表後の提出書類」を参照ください。

結果公表後の手続きについて

内定者への連絡と保育利用保留通知書について

入園が内定した場合 2 ページの結果公表日以降に、内定した保育施設から直接電話や手紙にて、面接・健康診断の連絡があります。面接・健康診断で集団保育可能と判断されましたら、入園が決定します。面接・健康診断が、入園月の前月末までに終了していない場合は、内定取り消しとなります。

入園が内定しなかった場合 初回利用調整および4月入園申請（一次・二次）の利用調整に限り、保育利用保留通知書を送付いたします。

※保育利用保留通知書は、二次利用調整終了後に送付します。

保育利用保留通知書の「利用申請書の有効期限」までは、引き続き、利用調整を行います。2 回目の利用調整以降は、入園が内定するまで結果連絡はありませんのでご注意ください。

申請書を保育課で受付した月に応じて、右表のとおり有効期限を設けます。有効期限までの各月入園について、利用調整を行います。有効期限後も入園を希望する場合は、新たに申請書一式と必要書類をご用意いただき、該当する入園月の申請締切日までに利用申請をしてください。

申請受付月	有効期限
令和7年 8月	令和8年 4月入園
令和7年 9月	
令和7年 10月	令和8年 5月入園
令和7年 11月	令和8年 6月入園
令和7年 12月	令和8年 7月入園
令和8年 1月	令和8年 8月入園
令和8年 2月	令和8年 9月入園
令和8年 3月	令和8年 10月入園
令和8年 4月	令和8年 11月入園

★「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」の結果照会サービス

スマートフォンアプリ「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」で、お子さんの利用調整結果（内定した保育園、保育指数、総合順位など）を確認できます。

令和8年4月入園（一次）の結果公表日である令和8年2月6日（金）はお電話による結果確認は受け付けておりません。令和8年4月入園（一次・二次）の結果は、利用調整結果（内定・保留）に関わらず、申請者全員へ内定した保育施設または北区から順次ご連絡いたしますが、お急ぎの方はアプリから利用調整結果をご確認ください。アプリでの結果照会が困難な場合は、結果公表日翌開庁日以降にお電話での結果照会を受け付けます。

アプリでの結果確認手順 ※図はイメージです

【「こどもコード」（通知の右上に記載される7桁の番号）が確認できる書類】

- ・「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」
- ・「利用者負担額決定（変更）通知書」
- ・郵送申請を受け付けた際にお送りするお手紙
- ・保育課が発行する各種通知類

① トップから「保育園」をタップ ② 「利用調整結果の確認」をタップ ③ 生年月日・こどもコードを入力



④ 利用調整結果が表示されます



「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」
は、右記のコードからダウンロードできます。



★内定の辞退や取消について

事情により、入園の内定を辞退する場合は、保育課入園相談係および内定した保育園へのご連絡のうえ、至急「辞退届・取下届」をご提出ください。「辞退届・取下届」のご提出があった場合、内定していた園での籍の確保はできません。次の利用調整において、不利になることはありませんが、利用調整の結果、内定しないこともあります。十分にご検討のうえ「辞退届・取下届」をご提出ください。

内定を辞退した場合、保育利用保留通知書は発行できませんのでご注意ください。また、転園申請の内定を辞退した場合でも、元の保育施設は退所となり、いかなる理由があっても戻ることはできません。

保育を必要とする状況について「就労」で利用申請（調整）をしたが、入園前に退職し「求職活動」中になった場合等、利用調整（選考）時と入園時の状況が異なる場合、内定の取り消しや退所となることがあります。

★1月または2月入園内定の方で、4月入園の利用調整を希望する方へ

(1) 令和7年度内の通園を希望しない場合

① 令和8年1月入園内定の方

令和7年12月3日（水）午後5時までに「辞退届・取下届」の提出があれば、令和8年2月入園の利用調整の対象となります。令和7年12月3日（水）午後5時以降、令和7年12月22日（月）午後5時までに「辞退届・取下届」の提出があった場合は、令和8年4月入園（一次）の利用調整の対象となります。

② 令和8年2月入園内定の方

令和8年1月7日（水）午後5時までに「辞退届・取下届」の提出があれば、令和8年4月入園（一次）の利用調整の対象となります。令和8年1月7日（水）午後5時以降、令和8年1月30日（金）午後5時までに「辞退届・取下届」の提出があった場合は、令和8年4月入園（二次）の利用調整の対象となります。

(2) 内定した園に内定月から通園する場合

① 令和8年1月入園内定の方

令和8年4月からは別の園に転園したい場合、令和7年12月3日（水）午後5時までに、令和8年4月入園（一次）の利用申請をしてください。

② 令和8年2月入園内定の方

令和8年4月からは別の園に転園したい場合、令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）午後5時までの間に、令和8年4月入園（二次）の利用申請をしてください。

令和8年2月入園内定者は令和8年4月入園（一次）での転園申請はできません。

※転園申請する場合は、改めて利用申請が必要となります。

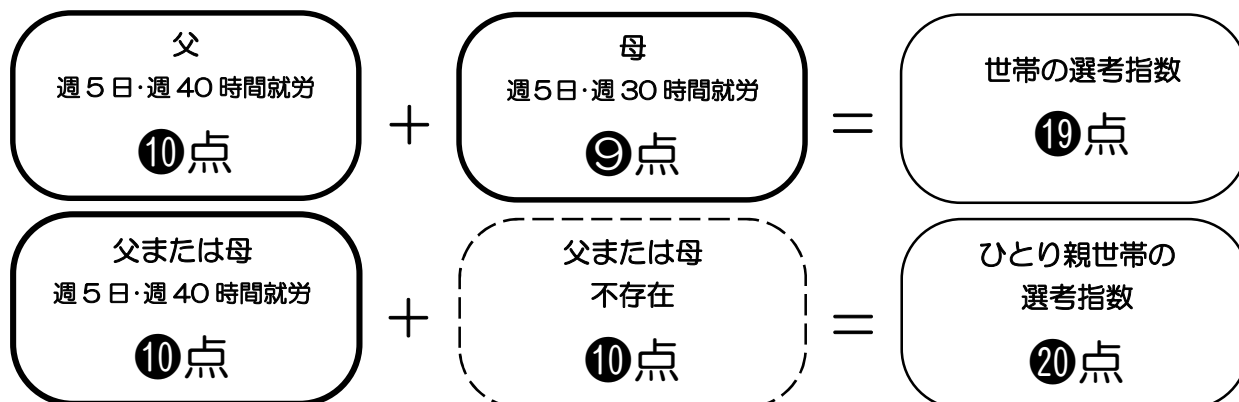
★4月入園（一次）内定の方で、4月入園（二次）の利用調整を希望する方へ

令和8年4月入園（二次）の利用調整を希望する場合は、令和8年2月13日（金）午後5時までに「辞退届・取下届」の提出が必要です。令和8年2月13日（金）午後5時以降の提出は、令和8年4月入園（二次）の利用調整の対象外となります。

利用調整について

「父の選考指数」+「母の選考指数」+「調整指数」=「世帯の保育指数」

選考指数とは：保育を必要とする理由とその状況により決まる点数です。父母それぞれに最高10点から最低3点（11ページ「復職に関する申出書」を提出の場合は最低1点）が付きます。



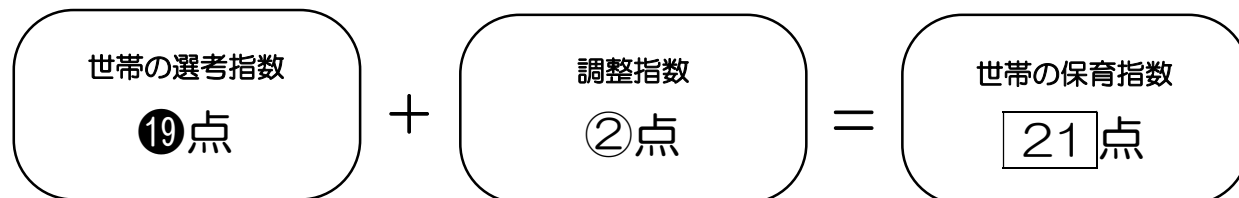
調整指数とは：世帯の状況に応じて加点または減点される点数です。

① 加点の調整指数同士は合算しません

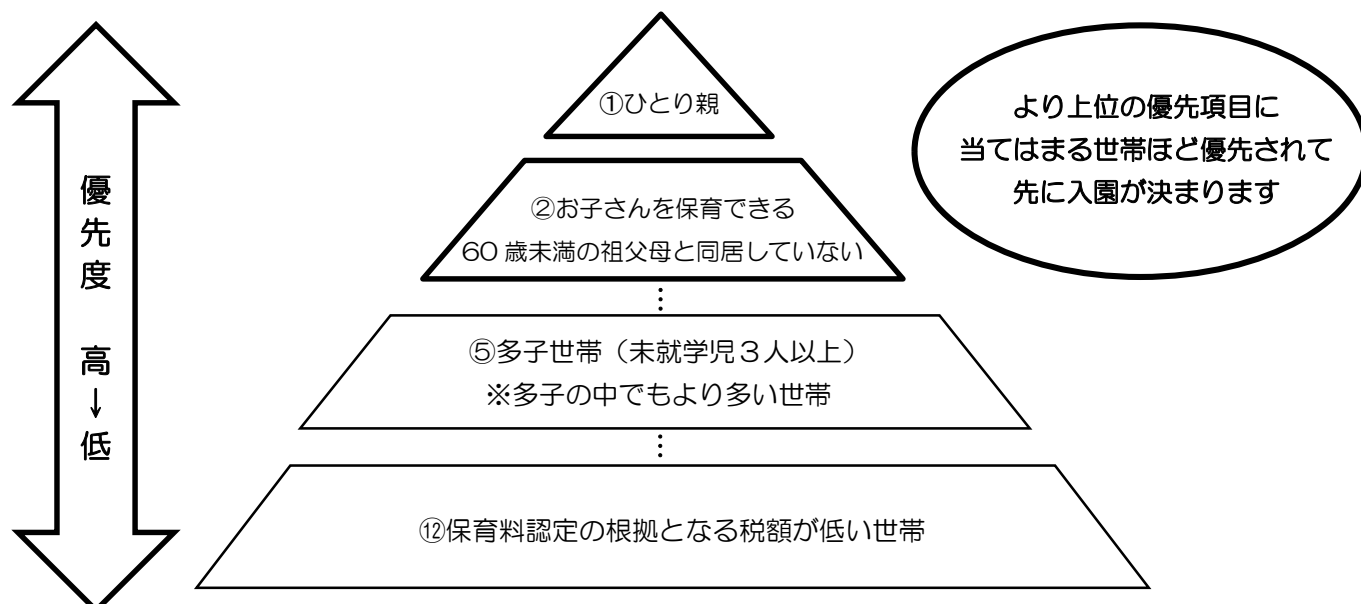
② 加点と減点の調整指数は合算します



世帯の保育指数は、世帯の選考指数と調整指数の合算で決定されます。



同一保育指数の場合の優先項目とは：保育指数が同点で並んだ時に優先順位をつけるための基準です。



保育の利用基準表（選考指数）

番号（類型）	保護者の状況			選考 指数	実 施 期 間
1 就 労	外 勤 自 営 在宅勤務（内職）	週 5 日以上	週 4 0 時間以上の就労を常態	10	・ 最長就学前まで ・ 雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで
			週 3 0 時間以上 4 0 時間未満の就労を常態	9	
			週 2 0 時間以上 3 0 時間未満の就労を常態	8	
		週 4 日以上	週 3 2 時間以上の就労を常態	9	
			週 2 4 時間以上 3 2 時間未満の就労を常態	8	
			週 1 6 時間以上 2 4 時間未満の就労を常態	7	
		週 3 日以上	週 2 4 時間以上の就労を常態	8	
			週 1 8 時間以上 2 4 時間未満の就労を常態	7	
			週 1 2 時間以上 1 8 時間未満の就労を常態	6	
			週 1 2 時間以上の在宅勤務	6	
週 3 日未満	月 4 8 時間以上の就労を常態	5			
2 求 職	就労内定 （保育実施月からの就労開始がわかる就労証明書の提出がある場合）	週 5 日以上	週 4 0 時間以上の就労を常態	8	3 カ月以内
			週 3 0 時間以上 4 0 時間未満の就労を常態	7	
			週 2 0 時間以上 3 0 時間未満の就労を常態	6	
		週 4 日以上	週 3 2 時間以上の就労を常態	7	
			週 2 4 時間以上 3 2 時間未満の就労を常態	6	
		週 3 日以上	週 2 4 時間以上の就労を常態	6	
		月 4 8 時間以上で上記以外の就労を常態	4		
	同一保育指数の場合の優先項目 6 に該当の場合	※1			
就労未定（就労証明書の提出がない場合）		求職、起業準備のため昼間外出を常態としている	3		
3 出 産	出 産	予定月をはさんで産前 2 カ月から産後 2 カ月までの期間		7	5 カ月以内
4 疾 病 負 傷 ・ 障 害	疾病・負傷	入院	1 カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌末日まで
		居宅内療養	常時臥床	10	
			精神性の疾病・感染症	10	
			一般療養	8	
	心身障害	身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度・2 度・3 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級		10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで
		身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度		8	
身体障害者手帳 4 級		6			
5 看 護 介 護	施設付添	週 5 日以上の常時付添が必要		10	付添、送迎、看護・介護を要しなくなる月の翌末日まで
		週 4 日以上の常時付添が必要		9	
		週 3 日以上の常時付添が必要		8	
	施設送迎	週 3 日以上送迎が必要		7	
		自宅看護・介護 （別居の児童の祖父母を含む）	重度のため常時看護・介護が必要		
	上記以外の看護・介護が必要		6		
6 災害復旧	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合			10	災害の復旧が終了する月の末日まで
7 就 学 ・ 職業訓練	就学・職業訓練	月 4 8 時間以上の就学又は職業訓練を常態		※1	就学・職業訓練の期間が満了する月の末日まで 3 カ月以内
		月 4 8 時間未満の就学又は職業訓練を常態		3	
	就学内定 職業訓練内定	月 4 8 時間以上の就学又は職業訓練を常態		※2	
		月 4 8 時間未満の就学又は職業訓練を常態		3	
8 その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合			※3	※3

※1 「2.求職」の「就労内定」の「同一保育指数の場合の優先項目 6 に該当の場合」の選考指数、および「7.就学・職業訓練」の「就学・職業訓練」の「月 48 時間以上の就学又は職業訓練を常態」の選考指数は「1.就労」の選考指数を準用します。

※2 「7.就学・職業訓練」の「就学内定・職業訓練内定」の「月 48 時間以上の就学又は職業訓練を常態」の選考指数は「2.求職」の選考指数を準用します。

※3 「8.その他」の選考指数と実施期間は他類型 1～7 の選考指数と実施期間を準用し決定します。

上表の番号（類型）および用語の説明

- ◆「1.就労」「2.求職」の保護者の状況は就労証明書で確認します。「1.就労」の「外勤」は居宅外において就労すること、「自営」は自ら業を営むこと、「在宅勤務」は居宅内において就労することを指します。
- ◆「4.疾病・負傷」の「居宅内療養」について、「常時臥床」は医師が作成した診断書の記載から傷病により常時寝たきりの状態が 1 カ月以上継続していることが確認できること、「精神性の疾病」は精神科又は神経科等の医師が作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、病状等が確認できること、「一般療養」は医師の作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、疾病（精神性の疾病及び感染症を除く）のため通院及び療養を必要としていることが確認できることを指します。
- ◆「5.看護・介護」の「施設付添」は心身障害児の学校もしくは訓練施設での学習及び訓練に昼間付き添っていること又は病院等に入院している者に昼間付き添っていること、「施設送迎」は心身障害児の学校もしくは訓練施設の登下校の送迎を行っていること又は病院等の通院、介護施設等への通所のため送迎を行っていることを指します。

調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+ 3
2	ひとり親（別居のみは対象外）でほかに同居人がいない世帯、または両親不存在の世帯	+ 3
3	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週 3 日以上かつ週 30 時間以上勤務しており入園月以降も継続が見込まれる世帯	+ 3
4	同居のきょうだいが認可保育園に在園している世帯、または、同時期に同居のきょうだいで申請している世帯（同一保育園の利用調整以外も該当）	+ 2
5	お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度 4 月入園の申請をしている世帯（ <u>4 月入園のみ適用</u> ）	+ 2
6	生計中心者が失業している世帯（就労未定の場合のみ適用）	+ 1
7	在園児または卒園児が保育料を過去 3 カ月分以上滞納している世帯	- 4

◆ 番号 3 の適用は就労実績の確認ができ、かつ保育士証の写しの提出があった場合に限りです。

同一保育指数の場合の優先項目

優先項目	条 件
1	ひとり親世帯（ほかに 60 歳未満の同居人がいない世帯）
2	申請中のお子さんを保育できる 60 歳未満の祖父母と同居していない世帯
3	利用申請締切日現在、保育料の滞納がない世帯
4	選考指数が高い世帯（調整指数を加える前の選考指数で判断します）
5	多子世帯（利用申請締切日現在、就学前のお子さんの人数が 3 人以上で多い世帯）
6	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週 3 日以上かつ週 30 時間以上勤務しており入園月以降も継続が見込まれる（直近 3 カ月の就労実績が全て月 48 時間未満の場合は除く）又は週 3 日以上かつ週 30 時間以上就労を予定している世帯
7	同居のきょうだいが同一の認可保育園に在園している場合
8	お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度 4 月入園の申請をしている世帯（ <u>4 月入園のみ適用</u> ）
9	父母のいずれかが身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯
10	父母共に選考指数の類型が就労に該当する世帯（父母の片方の選考指数の類型が不存在等に該当し、もう片方の選考指数の類型が就労に該当する場合も含む）
11	申請中のお子さんを申請締切日時点で認証保育所・家庭福祉員・ベビーホテル・事業所内保育事業（地域型保育事業は除く）・企業主導型保育事業・ベビシッターに有償で月 48 時間以上預けている世帯（保護者が育児休業中の場合又は選考指数の類型が求職に該当する場合は除く）
12	保育料認定の根拠となる税額が低い世帯

◆ 優先項目 6 の適用は各月追加書類の締切日までに保育士証の写しの提出があった場合に限りです。

◆ 優先項目 7 は対象となるお子さんへのみ適用されます。

北区では、「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則」に基づいて利用調整を行っています。7 ページ「保育の利用基準表（選考指数）」のとおり、保育を必要とする理由によって選考指数の算定方法が異なります。なお、期日までに「保育を必要とすることを証明する書類」が届かない場合、就労未定の「選考指数 3」となります。

入園可能数以上に申請があった場合、保育指数の高い順に利用調整を行います。希望園順位は利用調整に影響しません。また、抽選や先着順ではありません。保育指数 23 の世帯の利用調整が終了した後、保育指数 22 の世帯の利用調整に進みます。保育指数が同じ世帯の利用調整では上表の「同一保育指数の場合の優先項目」のとおりの順番で選考します。

「就労」の選考指数の決定方法

「就労」の選考指数は「就労証明書」の「No.6 就労時間」に記載された「雇用契約上の就労日数・就労時間」と「No.7 就労実績」に記載された「実際の就労日数・就労時間」を7ページ「保育の利用基準表（選考指数）」に当てはめて、すべてが基準を満たしているものを適用します。

「No.7 就労実績」は、3カ月分の記載の中から、最も高い選考指数がつく月の就労実績を採用します。ただし、「実際の就労日数・就労時間」として採用できるのは「雇用契約上の就労日数・就労時間」を上限とします。このため、「実際の就労日数・就労時間」が「雇用契約上の就労日数・就労時間」を超えていても「雇用契約上の就労日数・就労時間」から適用できる選考指数よりも、高い選考指数がつくことはありません。

育児休業取得中の方の「No.7 就労実績」については、「No.8 産前・産後休業の取得」期間に記載された産前休業取得開始日の直前の3カ月分を確認します。また、採用されてから間もないため「No.7 就労実績」の記載がない場合、就労実績の確認ができるまでは、就労内定の選考指数を準用します。ただし、7ページ「保育の利用基準表（選考指数）」にある就労内定の「選考指数4」とあるものは「選考指数5」に読み替えて選考指数を準用します。

「雇用契約上の就労時間」が月48時間以上にも関わらず「実際の就労時間」が月48時間に満たない場合は、就労内定の「選考指数4」を適用します。また、「雇用契約上の就労時間」が月48時間に満たない場合は、保育の必要性を「就労」で認定するために必要な最低限の就労時間（月48時間）を下回るため、就労未定とみなし「選考指数3」を適用します。

「No.7 就労実績」の「就労日数」について、土日祝祭日（年末年始・GW等）の関係により、ひと月に就労できる日数が20日未満になる場合は、その月の就労できる日数に欠勤がない場合に限り、月20日（週5日）就労した実績があるものとみなします。ただし、「No.6 就労時間」の記載が変則就労である等、職場の休日が不明確でひと月の営業日数を見積もることができない場合を除きます。

「就労」の選考指数の決定例

【契約上の就労日数・就労時間】

就労日数 一月あたり20日・一週あたり5日 **就労時間（休憩含む）** 月160時間・週40時間・日8時間

就労時間帯 9:00～17:00（週5日×8時間）

【就労実績（3カ月のうち一番高い月）】

就労日数 20日（有給休暇含む） **就労時間（休憩・残業時間含む）** 月150時間

<決定例>

「雇用契約上の就労日数・就労時間」は「週5日以上・週40時間以上の就労を常態」を満たしているため、選考指数「10」になります。しかし、「実際の就労日数・就労時間」を「No.7 就労実績」の「就労日数」および「就労時間」で確認すると、「就労時間」が「雇用契約上の就労時間」を下回っています。

「雇用契約上の就労時間」に実際の就労時間が伴っていないため、選考指数は「就労実績」で決定し、「週5日以上・週30時間以上40時間未満の就労を常態」の選考指数「9」を適用します。

【よくある就労証明書の記載誤りについて】 ※必ずご確認ください！！

「休憩時間や有給休暇を取得した時間が「No.7 就労実績」の「就労日数」「就労時間」に計上されていない」といった記載誤りがよくみられます。就労時間等の誤りは、利用調整上不利になりますので、**ご自身で「就労実績」の「就労日数」「就労時間」を確認してから提出いただきますようお願いいたします。**

育児短時間勤務制度利用者の選考指数の決定方法

「育児短時間勤務制度（以下「時短制度」といいます）」を利用している場合、「No.7 就労実績」の「就労時間」に記載する時間が「雇用契約上の就労時間」よりも少なくなります。時短制度利用者の就労時間について、時短制度を利用したことが利用調整上不利にならないように取り扱い、選考指数を決定します。

「就労証明書」の「No.12 育児のための短時間勤務制度利用有無」で時短制度利用中に1日6時間以上の就労時間（休憩時間を含む）が確認でき、時短制度利用中の就労実績に欠勤がなく、「就労日数」どおりに就労している場合、時短制度利用前の正規の就労時間で就労したものとみなします。

時短制度を利用後、新たに生まれたお子さんの育児休業を取得し、この取り扱いによる選考を希望する場合は、「No.12 育児のための短時間勤務制度利用有無」に時短制度を利用していた旨を記載してください。

<決定例> **1日8時間就労を時短制度により1日6時間就労に変更した場合（就労日数：月20日（週5日））**

時短制度利用前の正規の「就労時間（160時間＝8時間×20日）」と利用中に欠勤なく就労できた場合の「就労時間（120時間＝6時間×20日）」をそれぞれ求めます。次に、「No.7 就労実績」の「就労時間」で時短制度利用中の就労時間を確認し、以下のとおり判定します。

◆「就労時間」が120時間以上（時短制度利用中の就労実績に欠勤がない）の場合、時短制度利用前の正規の「就労時間（160時間）」に対して、「就労時間」も160時間あるものとみなして選考指数を決定します。

◆「就労時間」が120時間未満の場合（時短制度利用中の就労実績に欠勤がある）には、記載されている「就労時間（120時間未満）」のとおり選考指数を決定します。

※ 1日6時間未満の就労時間で時短制度を利用する場合、時短制度により就労日数を減らす場合、または時短制度以外の理由で就労時間を減らす場合等は、この取扱いの対象外となります。

「復職に関する申出書」を提出された方の利用調整

利用申請の際に「復職に関する申出書」をご提出いただいた場合、希望する期間、世帯の保育指数（選考指数・調整指数）を「2」として利用調整を行います。

※世帯の保育指数「2」による利用調整を希望しない場合は、「復職に関する申出書」の提出は不要です。

この制度は、必ず利用保留になることを約束するものではありません。希望施設の空き状況等により、内定する場合があります。内定した場合、辞退したとしても「保育利用保留通知書」の発行はできません。

入園内定しなかった（保留となった）場合に発行する「保育利用保留通知書」の保育指数・保留理由は次のように記載されます。

「保育利用保留通知書」の記載

保育指数：「2」

保留理由：「入園を希望する保育所に欠員がないため」など

本制度を利用中の方で、保育指数「2」による利用調整を取りやめたい場合は、各入園希望月の追加書類締切日までに「変更届」により手続きを行ってください。本来の就労状況等に基づき、利用調整を行います。

なお、育児休業の延長及び育児休業給付金の支給期間の延長について、北区では一切責任を負いませんのでご注意ください。また、締切日までに利用申請がない場合、いかなる理由があっても「保育利用保留通知書」は発行されません。

- ・育児休業給付金に関することは勤務先やハローワークにお問い合わせください。

北区では案内できません。

- ・育児休業給付金の延長手続きには「保育利用保留通知書」や「保育所等の利用申込書の写し※」が求められます。入園申請が必要な時期や入園申請期間等をご自身で管理してください。

※提出された書類は返却することができませんので、必ずご自身でコピーをお取りください。

電子申請（LoGo フォーム）で申請される方は、送信完了画面の【入力内容を印刷する】から印刷保管してください。また、ログインして申請された方は、マイページの申請一覧ページからも該当の申請の再印刷が可能です。

印刷方法は、右記コード区ホームページの「申請状況照会（申請状況照会の利用方法）」からご確認ください。



入園後のご案内

慣れ保育について

入園後、お子さんが保育園での生活に慣れるまでは、実際のお預かり時間よりも短い時間での保育を行い、徐々に長くしていきます。慣れ保育の期間は、お子さんにより個人差があります。転園も同様に慣れ保育を行います。

育児休業からの復帰

入園した月の月末までに育児休業を終了し、職場復帰することが必要です。4月入園の場合、育児休業期間終了日は4月30日までです。育児休業の終了日が入園月の翌月1日以降となる場合は、いかなる理由があっても保育園を退所していただきます。

職場復帰後、入園月の翌月20日頃までに「育児休業期間終了証明書」を提出していただきます。「育児休業期間終了証明書」の用紙は、利用承諾後に送付する通知に同封します。

★保護者の状況により、保育園の利用期間が異なります

求職中（就労未定・就労内定）の方

利用期間は3カ月間です。

引き続き保育園に通うためには、再度、利用申請と保育が必要なことを証明する書類の提出が必要です。指定する期日までに書類の提出がないときは、退所となります。また、書類を提出した場合でも、引き続き通園ができるか利用調整を行います。利用調整の結果、他のお子さんとの入れ替わりとなり退所となることがあります。

出産を理由に申請された方

出産予定月の2カ月後に利用期間が満了となります。

その後も保育園の通園を希望される場合は、期間が満了する月の末日までに認定変更の申請が必要です。

雇用期間の定めがある方

利用期間は雇用期間が満了する月の翌月末までです。引き続き保育園に通うためには、雇用期間が延長されたこと分かる「就労証明書」または雇用契約書のコピーを提出していただきます。

区外への転出

いかなる場合も、「退所届」の提出が必要です。

都外へ転出する場合

継続して北区の保育園に通うことはできません。

転出日の月末（転出日が月の初日の場合は前月末日）で退所となります。

都内へ転出する場合

さくらだこども園・うめのきなかよしこども園を除き、希望すれば継続通園が可能です。転出する日の月末まで（転出日が月の初日の場合は当日まで）に、転出先の自治体で、継続通園するための利用申請と認定申請手続きをしてください。

ただし、翌年度0～3歳児クラスで、父母どちらも北区外在勤の場合、翌年度以降の通園については、年度ごとに再度申請が必要です。利用調整（選考）の結果、継続通園できない場合がありますので、転出先の自治体保育園への入園もご検討ください。なお、通園要件を満たす方も翌年度以降の通園を希望する場合には、父母の保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。